

事例1-(2)-②	
件名	クリーニング師の研修等
改善の方向	厚生労働省は、クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう、都道府県と連携した対応を行う必要がある。
意見・要望等	クリーニング師研修及び業務従事者講習を受講させるため、クリーニング師が不在になると、その間、業務が停滞するほか、会場までの交通費が発生するため、通信制で行うことができるようにしてほしい。 (事業者)
府省名	厚生労働省
関係法令名	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>クリーニング業を営む者（以下「営業者」という。）は、クリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない（クリーニング業法第4条）。</p> <p>クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、クリーニング師の資質の向上を図るための研修（以下「クリーニング師研修」という。）を、業務に従事した後1年以内及びその後3年を超えない期間ごとに受けなければならない。営業者は、クリーニング師に対し研修を受ける機会を与えなければならない（クリーニング業法第8条の2第1項及び同条第2項、クリーニング業法施行規則第10条の2第1項及び同条第2項）。</p> <p>また、営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内及びその後3年を超えない期間ごとに、業務従事者の数に5分の1を乗じて得た数の者に対し、当該業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るための講習（以下「業務従事者講習」という。）を受けさせなければならない（クリーニング業法第8条の3、クリーニング業法施行規則第10条の3第1項及び同条第2項）。</p> <p>都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、クリーニング師研修及び業務従事者講習を指定することとされており（クリーニング業法第8条の2第1項及び同法第8条の3）、その方法については、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」（平成元年3月27日付け衛指発第46号厚生省生活衛生局長通知。以下「指定通知」という。）により、出席して受講するもの（第一型）と通信制で行うもの（第二型）の二通りの方法が示されている。</p> <p>なお、クリーニング師研修及び業務従事者講習は、消費者からの苦情件数の増加等を背景に、クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和63年法律第73号）により、平成元年から義務付けられたもので</p>

ある。

[問題となる実態等]

クリーニング師研修の受講率(注)は、表1のとおり、おおむね減少傾向にあり、受講を義務付けた平成元年度～3年度期の55.8%に対し、22年度～24年度期は32.5%にとどまっており、全体の約3分の2の者は受講していない状況がうかがえる。

(注) クリーニング師研修の受講率は、受講者数を従業クリーニング師数で除したものであるが、従業クリーニング師数の中には、既に廃業している者等が含まれている可能性がある。

表1 クリーニング師研修の受講者数、受講率の推移

年度	受講者数	受講率
平成元～3	41,131人	55.8%
4～6	46,306人	64.7%
7～9	32,134人	45.8%
10～12	28,330人	40.5%
13～15	23,096人	34.7%
16～18	19,875人	31.2%
19～21	19,168人	32.0%
22～24	17,991人	32.5%

(注) 公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの資料に基づき当省が作成した。

また、業務従事者講習についても、表2のとおり、受講者数は減少傾向にあり、受講を義務付けた平成元年度～3年度期の3万5,089人に対し、22年度～24年度期では半分以下の1万3,788人となっている。

表2 業務従事者講習の受講者数の推移

年度	受講者数
平成元～3	35,089人
4～6	31,291人
7～9	24,993人
10～12	20,286人
13～15	15,899人
16～18	14,393人
19～21	14,791人
22～24	13,788人

(注) 1 公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの資料に基づき当省が作成した。

2 クリーニングの業務に従事している者の人数が把握されていないため、受講率は算出できない。

一方、クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施方法としては、出席して受講するもの(第一型)のほか、通信制で行うもの(第二型)があるが、指定通知において、第二型の対象者は、i)へき地離島に居住する者、ii)身体障害者、iii)その他都道府県知事が適当と認める者とされており、限定的なものとなっている。

そのため、調査した5都道府県の平成24年度におけるクリーニング

師研修及び業務従事者講習の開催状況をみたところ、業務従事者講習で第二型を採用しているのは1都道府県のみとなっている。

当該1都道府県では、多数の従業員を使用しているクリーニング所の場合、講習を受講するために多くの業務従事者を講習会場へ移動させなければならず、その交通費が発生するほか、クリーニング所の業務が滞ることによる事業者の負担を考慮して、業務従事者講習について第二型を採用しているが、同県内に所在するクリーニング事業者は、クリーニング師研修についても第二型で実施してほしいとしている。

また、調査した3クリーニング事業者においては、表3のとおり、受講に関して、研修を受講するための受講料、交通費等が負担となっていることなどから、一部の者しか研修を受講させていない状況がみられた。

表3 クリーニング師研修等の受講状況及び事業者の意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none">・研修内容は毎回同様であり、時勢にあったものではない。・研修受講のため、クリーニング所を休業日としなければならないほか、<u>受講料（5,000円）</u>、<u>会場までの交通費が負担</u>である。
<ul style="list-style-type: none">・クリーニング師、業務従事者ともに、一部の者だけ受講している。・当社では、自社の従業員を対象として、定期的に研修を行っているほか、業界団体の研修も受講させている。
<ul style="list-style-type: none">・二人のクリーニング師のうち、一人だけ研修を受講している。・<u>受講料（5,000円）の負担も大きい</u>。

(注) 当省の調査結果による。